

令和7年8月 ちきりアイランド第1期保管施設用地公募
質疑に関する回答公表(最終回答:令和7年10月10日)

質問内容	回答
当該用地の計画として、敷地の一部を弊社協力輸送会社への車庫並びに 廃材置き場等として賃貸借は可能でしょうか。	公募申込にあたって事業計画として協力輸送会社と連携した取り組みを行われる場合は、 「公募要綱P5 7. 申込書類等」に記載されている御社書類の提出時に以下の書類を追加で提出してください。 ・事業計画実施にあたって協力輸送会社との連携が必要不可欠な理由（例えば、質問にある賃貸借など） ・協力輸送会社の「公募要綱P5 7. 申込書類等」（2）添付書類に記載のア及びイ ・協力輸送会社の利用位置がわかる土地利用計画図（施設配置図及び立面図） 上記の申込書類等をもとに事前審査を行います。 また、土地引渡し後から10年間、買受人が地上権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をする場合は事前に大阪府の承認が必要となり、承認にあたって申請内容の詳細を個別に判断することとなります。 【参考】 公募要綱P7 9. 府有財産売買契約の締結等（5）エ 指定期間内に大阪府の承認を得ないで、売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転若しくは当該物件に地上権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「所有権の移転等」という。）をし、又は合併をしてはなりません。 公募要綱P34 府有財産売買契約書第13条（転売等の禁止） 乙は、指定期間内において、甲の承認を得ないで、売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転若しくは当該物件に地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「所有権の移転等」という。）をし、又は合併をしてはならない。